

1

ひと たいせつ とりく
 すべての人のいのちを大切にする取組み

ひと けんり まも
 (1) すべての人の権利を守るしくみづくり

きほんてき かんが かつ
 一基本的な考え方

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく かつ しょう しゃとう じ こけつてい そんちよう しょう しゃ みずか かんが
 障害者の権利に関する条約に掲げられている障がい者等の自己決定が尊重され、障がい者が自らの考えと
 はんだん ちい かしやくい なか しゆたいてき い じ こじつげん ほか しょう しゃぎやくたい みぜん ぼうし しょう
 判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができるよう、障がい者虐待の未然防止や障が
 りゆう さべつ かいしよう せいねんこうけんせいど りようそくしんとう しょう しゃ けんりようご すす
 いを理由とする差別の解消、成年後見制度の利用促進等により、障がい者の権利擁護を進めます。

とりくみじっせき
 1 取組実績

せい かもくひょう たっせいじょうきよう
 <成果目標の達成状況>

はあく じょうきよう しょう しゃぎやくたい ぼうし
 把握すべき状況① 障がい者虐待の防止

せい かもくひょう 成果目標	ねんど 年度	もくひょうち 目標値	じっせきち 実績値	たっせいりつ 達成率	おも とりくみ せい か 主な取組による成果
しょうがいしゃぎやくたいぼうし けんり 障害者虐待防止・権利 ようごけんしゆう るいけい 擁護研修の累計 しゅうりようしやすう ひと 修了者数(人)	H30		568		しょうがいしゃぎやくたいぼうし けんりようごけんしゆう ○障害者虐待防止・権利擁護研修を じっし 実施した。 しちようそんたんとうしよくいん しゅうりようしや にん ・市町村担当職員コース【修了者29人】 せつちしゃ かんりしや しゅうりようしや にん ・設置者・管理者コース【修了者46人】 ぎやくたいぼうし しゅうりようしや ・虐待防止マネージャーコース【修了者 にん 51人】
	R1	677	674	99.5%	
	R2	777	882	113.5%	
	R3	877	1,008	114.9%	
	R4	977			
1	R5	1,077			

せい かもくひょう じょうきよう
 (成果目標の状況)

- しょうがいしゃぎやくたいぼうし けんりようごけんしゆう るいけいしゅうりようしやすう れいわ ねんど もくひょう にん たい にん たっせいりつ
 障害者虐待防止・権利擁護研修の累計修了者数は、令和3年度の目標877人に対し1,008人で、達成率
 は114.9%、最終目標(1,077人)に対する進捗率は、93.5%だった。
- 「しちようそんたんとうしよくいん しんにんしや ちゅうしん じゅこう きぼう すべ しょくいん じゅこう しゅうりよう しょうがいふくし
 市町村担当職員コース」は、新任者を中心に受講を希望する全ての職員が受講・修了した。障害福祉
 サービス事業所職員を対象とする「せつちしゃ かんりしや ぎやくたいぼうし
 設置者・管理者コース」「虐待防止マネージャーコース」は、定員を上回る
 もうしこ しちようそん すいせん じゅこうしや けつてい しゅうりようしや じしよぞく でんたつけんしゆう じっし
 申込みがあったため、市町村の推薦により受講者を決定しており、修了者が、自所属での伝達研修も実施して
 いる。

把握すべき状況② 成年後見制度の利用促進

成果目標	年度	目標値	実績値	達成率	主な取組による成果
市民後見人養成事業を実施する市町村数	H30		14		○成年後見制度相談事業を実施した。 ・成年後見制度一般相談【620件】 ・出張説明会・相談会【5回実施、延べ93名参加】
	R1	18	14	77.7%	
	R2	21	14	66.6%	
	R3		14	—	
	R4				
	R5				

(成果目標の状況)

- 市民後見人養成事業を実施する市町村数は、令和2年度の目標21市町村に対し、実績は14市町村で、達成率は66.6%、最終目標(21市町村)に対する進捗率は、66.6%だった。
- 成年後見制度相談事業の相談件数、相談会の参加者数等は着実に増加している。

<その他の取組による成果>

障がい者虐待の防止

- 障害福祉サービス事業所の職員等とともに、各事業所で活用できる障がい者虐待防止について学ぶ研修ツールを作成した。【県ホームページに掲載】
- 神奈川県障害者権利擁護センターにおいて、障がい者虐待に関する専門性を強化するため、法的な専門的助言を得る体制及び休日夜間の通報受理体制を継続することで、様々な相談に適切に対応した。【相談・通報件数:62件、法的な専門的助言:1回】

成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度のパンフレットを一部更新して13,000部増刷し、市町村、市町村社協、医療機関、金融機関等に配付し、関係機関における成年後見制度の普及啓発を図った。

障がい当事者等による権利擁護の取組み

- 専門家派遣や研修等により障がい者支援の従事者に意思決定支援の取組みが普及した。【専門家派遣先障害者支援施設:8箇所、法定研修修了者:870人】

しょう りゆう さべつ かいしょう 障がい理由とする差別の解消

- しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん けんちょうしよくいんとむ けいはつけんしゆう じっし かい
障がい理由とする差別の解消を推進する県庁職員等向けの啓発研修を実施した。【4回】

2 いちじひょうか 一次評価

てんけん ひょうか けっか <点検・評価の結果>

おおむ じゅんちよう すいい 概ね順調に推移している

ひょうか りゆう (評価の理由)

- せいこもくひょう こうもくちゆう こうもく れいわ ねんど もくひょう たっせい
成果目標については、2項目中1項目が令和3年度の目標を達成している。
- ほんぶんや おも しょう しゃぎやくたい ぼうし しょう りゆう さべつ かいしょう せいねんこうけんせいど りようそくしんと
本分野では、主に障がい者虐待の防止、障がい理由とする差別の解消、成年後見制度の利用促進等に
とく
取り組むこととしている。
- しょう しゃぎやくたい ぼうし せいこもくひょう しょうがいしゃぎやくたいぼうし けんりようごけんしゆう りんけいしゆうりょうしやすう
障がい者虐待の防止については、成果目標としている「障害者虐待防止・権利擁護研修の累計修了者数
(人)」が、令和3年度の目標877人に対し、令和3年度の実績は1,008人となり、114.9%の達成率だった。
- しょう りゆう さべつ かいしょう しょう しゃさべつ かん そうだんまどぐち せっち ていねい そうだんたいおう
障がい理由とする差別の解消については、障がい者差別に関する相談窓口を設置し、丁寧な相談対応を
おこな
行うとともに、しょう とうじしゃ じぎょうしゃ いけんこうかん おこな とう さべつかいしょう む とりくみ けいぞく
障がい当事者と事業者の意見交換を行う等、差別解消に向けた取組を継続している。
- せいねんこうけんせいど りようそくしん せいこもくひょう しみんこうけんようせいじぎょう じっし しちようそんすう
成年後見制度の利用促進については、成果目標としている「市民後見養成事業を実施する市町村数」が
ぜんねんど ぞうか もくひょうち たっせい せいど ふきゆうけいはつどう おこな けっか そうだんけんすう ぞうか
前年度から増加せず、目標値を達成していないが、制度の普及啓発等を行った結果、相談件数が増加する
など、成年後見制度の適切な利用のための取組を着実に進めている。
- これらを総合的に判断し、令和3年度については「概ね順調に推移している」と評価した。

こんご かだい たいおう <今後の課題と対応>

しょう しゃぎやくたい ぼうし 障がい者虐待の防止

- しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう せこう ねんいじょう けいか しょうしや しょうがいしゃぎやくたい ろうどうきよく ちようさ
障害者虐待防止法の施行から6年以上が経過しているが、使用者による障害者虐待は労働局の調査で
はっけん おお しょうがいしゃぼうしほう つうほう むす せんざいてき ぎやくたいひが いま たすう おも
発見されるものも多く、障害者防止法の通報に結びついていない潜在的な虐待被害が未だ多数あると思われ
ることから、使用者による障害者虐待の通報義務や通報先について再度の周知が必要である。また、虐待の
ぼうしおよ たいおうりよくじょう べんごし こうし けんしゆう そうだん かくじゆう ほうてき せんもんせい きやうか
防止及び対応力向上のため、弁護士を講師とする研修や相談を拡充するなど、法的な専門性を強化する
たいせい せいび すず
体制の整備を進める。
- けんりつ ちよくえいしせつ なかい えん じじつ ふてきせつ しえん おも じょうほう けん
県立の直営施設である中井やまゆり園においては、「事実であれば不適切な支援と思われる情報」として県
はあく じあん ねん がつ けんりつなかい えん りようしやしえんが いぶちようさいいんかい せっち
が把握した事案について、令和4年3月に「県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会」を設置

し、調査を行った。(令和4年9月に、虐待が疑われる25事案を含む調査結果を公表。)当事者目線の障がい福祉を率先して実践すべき県立施設で起きた出来事について、県として重く受け止め、二度と同じことを繰り返さないよう、再発防止や利用者の暮らしの改善を進める。

成年後見制度の利用促進

- 法人後見の実施や市民後見人養成が進んでいない市町村があるため、引き続き、法人後見立ち上げ支援等を実施することにより法人後見の支援を行うとともに、市民後見人養成基礎研修の実施により市民後見人養成に向けた支援を行う。また、市民後見人の養成が進んでいない市町村については、個別に課題等を把握し、市町村と連携して養成に向けた方針の検討を行う。

障がい当事者等による権利擁護の取組み

- 障害者支援施設における意思決定支援の全県展開を開始し、県版ガイドラインの完成や研修、事例の共有などにより意思決定支援の取組みを普及・定着させていく。

3 最終評価

さいしゅうひょうか ＜最終評価＞

おおむ じゅんちょう すいい 概ね順調に推移している

ひょうか りゆう (評価の理由)

- 成果目標については、2項目中1項目が令和3年度の目標を達成している。
- 本分野では、主に障がい者虐待の防止、障がいを理由とする差別の解消、成年後見制度の利用促進等に取組むこととしている。
- 障がい者虐待の防止については、成果目標としている「障害者虐待防止・権利擁護研修の累計修了者数(人)」が、令和3年度の目標877人に対し、令和3年度の実績は1,008人となり、114.9%の達成率だった。
- 市町村や県に寄せられた障がい者虐待通報等の件数は、令和2年度に440件(令和元年度:425件、平成30年度:369件、平成29年度342件)と、毎年度増加している。これは、研修終了者の増加によって、本来通報すべき事案が正しく通報されるようになった件数も含まれると考えられ、本計画の成果として捉えるためには、より複合的な分析が必要である。

- 障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）については、障がい者（しょうしや）差別（さべつ）に関する相談（そうだん）窓口（まどぐち）を設置（せっち）し、丁寧（ていねい）な相談（そうだん）対応（たいおう）を行う（おこな）とともに、障がい当事者（しょうとうじしや）と事業者（じぎょうしや）の意見（いけん）交換（こうかん）を行う（おこな）等（とう）、差別（さべつ）解消（かいしょう）に向けた取組（とりくみ）を継続（けいぞく）している。
- 成年（せいねん）後見（こうけん）制度（せいど）の利用（りよう）促進（そくしん）については、成果（せい）目標（もくひょう）としている「市民（しみん）後見（こうけん）人（にん）養成（せいじょう）事業（じぎょう）を実施（じっし）する市町（しちやう）村（そんすう）数（すう）」が前年度（ぜんねんど）から増加（ぞうか）せず、目標（もくひょう）値（ち）を達成（たっせい）していないが、制度（せいど）の普及（ふきゅう）啓発（けいぱつ）等（とう）を行った結果（けっか）、相談（そうだん）件数（けんすう）が増加（ぞうか）するなど、成年（せいねん）後見（こうけん）制度（せいど）の適切（てきせつ）な利用（りよう）のための取組（とりくみ）を着実（ちやくじつ）に進め（すす）ている。
- これら（そら）を総合（そうごう）的に判断（はんぱん）し、令和（れいわ）3年度（ねんど）については「概ね（おおよそ）順調（じゆんちやう）に推移（すい）している」と評価（ひやうか）した。
- なお、次期（じき）計画（けいかく）においては、障がい者（しょうしや）の権利（けんり）擁護（ようご）に関する成果（せい）目標（もくひょう）を精査（せいさ）する必要がある（ひつよう）。